

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2013年11月22日

【会社名】 株式会社クラレ

【英訳名】 KURARAY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 文大

【本店の所在の場所】 岡山県倉敷市酒津1621番地

【電話番号】 0 8 6 (4 2 2) 0 5 8 0
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務
は下記において行っている。)
東京都千代田区大手町1丁目1番3号
0 3 (6 7 0 1) 1 1 4 0

【事務連絡者氏名】 経理・財務本部 財務部長 大井 秀雄

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目1番3号

【電話番号】 0 3 (6 7 0 1) 1 0 7 1

【事務連絡者氏名】 経営企画本部 I R ・ 広報部長 島本 智之

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【発行登録書の提出日】 2012年6月25日

【発行登録書の効力発生日】 2012年7月3日

【発行登録書の有効期限】 2014年7月2日

【発行登録番号】 24 - 関東87

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 0円 (注) 1
400,000,000円 (注) 2
(注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額である。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約
権の行使に際して払い込むべき金額の合計額
を合算した金額である。

【発行可能額】 0円 (注) 1
400,000,000円 (注) 2
(注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額である。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約
権の行使に際して払い込むべき金額の合計額
を合算した金額である。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止
期間は、2013年11月22日(提出日)である。

【提出理由】

臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項および
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16
号の規定による）を2013年11月22日に関東財務局長に
提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を
2012年6月25日に提出した発行登録書の参照書類とす
る。

【縦覧に供する場所】

当社東京本社
（東京都千代田区大手町1丁目1番3号）
当社大阪本社
（大阪市北区角田町8番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）当社東京本社及び当社大阪本社は法定の縦覧場所ではないが、投資家の便宜のため縦覧に供して
いる。

【訂正内容】

表紙提出理由に記載の通りである。